

## 建設工事入札参加資格申請要件

### 1. 申請要件（※基準日は平成28年7月1日とする。）

次の①から⑫を全て満たしていること。

- ①健康保険及び厚生年金保険に加入していること。  
（個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く）
- ②雇用保険に加入していること。  
（従業員が一人もいないため適用が除外されている場合を除く）
- ③建設業退職金共済制度（建退共）に加入していること。
- ④建設業労働災害防止協会に加入していること。（加入免除されている業種を除く）  
※免除業種  
タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事
- ⑤申請する業種について、建設業許可を受けていること。
- ⑥次の各号の一に該当する事実があった後、1年以上を経過していること。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- ⑦申請する業種について経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けていること。（有効かつ直近の総合評定値を提出すること）
- ⑧営業開始後1年を経過していること。
- ⑨申請する業種について、⑦の結果通知書における年間平均（2年又は3年）完成工事高があること。ただし、各付5業種（土木、建築、電気、管、ほ装）については、年間平均（2年又は3年）完成工事高が500万円以上であること。
- ⑩手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑪成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- ⑫沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。